

ガス選択約款 空調夏期契約

2025年3月15日実施

新宮ガス株式会社
ガス小売事業者登録番号G0012

目 次

1. 目 的	2
2. 選択約款の変更	2
3. 用 語 の 定 義	2
4. 適 用 条 件	3
5. 契 約 の 締 結	3
6. 料 金	3
7. 単位料金の調整	3
8. そ の 他	3
付 則	4
(別 表)	
1. 料金表	5

1. 目的

この選択約款は、負荷調整を推進しつつ当社の製造供給設備の効率的利用を図り、
以て合理的・経済的なガス需給の確立に資することを目的といたします。

2. 選択約款の変更

(1) 当社は、この選択約款を変更することがあります。この場合には、お客さまとのガス料金その他の供給条件は、変更後の選択約款によるものとし、(3)及び(4)のとおり、変更された契約条件の説明、書面交付等を行います。

(2) お客さまは、(1)に定めるこの選択約款の変更に異議がある場合は、この選択約款による契約を解約することができます。

(3) この選択約款の変更に伴い、供給条件の説明、契約締結前の書面交付及び契約締結後の書面交付を、以下のとおり行うことについてあらかじめ承諾していただきます。ただし、(4)に定める場合を除きます。

①供給条件の説明及び契約変更前の書面交付を行う場合は、書面の交付、インターネット上での開示又は電子メールの送信その他当社が適当と判断した方法（以下「当社が適当と判断した方法」といいます。）により行い、説明及び記載を要する事項のうち当該変更をしようとする事項のみを説明し、記載します。

②契約変更後の書面交付を行う場合は、当社が適当と判断した方法により行い、当社の名称及び住所、契約年月日、当該変更をした事項ならびに供給地点特定番号を記載します。

(4) この選択約款の変更が、法令の制定又は改廃に伴い当然必要とされる形式的な変更、ガス工事に関する費用負担以外の条件の変更等、その他のガス小売供給に係る条件の実質的な変更を伴わない場合には、供給条件の説明及び契約変更前の書面交付については、説明を要する事項のうち当該変更をしようとする事項の概要のみを書面を交付することなく説明すること及び契約変更後の書面交付をしないことについて、あらかじめ承諾していただきます。

3. 用語の定義

(1)「契約使用可能量」とは、空調用熱源機の全定格入力（キロワット）を標準熱量（メガジュール）で除し3.6を乗じた値をいいます。（小数点以下切りて）。

但し1立方メートル未満の場合は1立方メートルとします。

(2)「空調機器」とは、消費機器のうちエネルギー源としてガスを使用する空調用熱源機をいいます。

(3)「消費税等相当額」とは、消費税の規定により課される消費税及び地方税法も規定により課される地方消費税に相当する金額をいいます。この場合、その計算の結果、1円未満の端数が生じた場合には、その端数の金額を切り捨てます。

(4)「消費税率」とは、消費税法の規定に基づく税率に地方税法に基づく税率を加えた値をいいます。

(5)「単位料金」とは、7に定める基準単位料金又は調整単位料金をいいます。

4. 適用条件

お客さまが、空調機器を使用し、空調機器のガス使用量を算定する専用のガスメーターを設置する場合には、当社に対してこの選択約款の適用を申し込むことができます。

5. 契約の締結

- (1) お客さまは、適用する料金その他の供給条件を定めた空調夏期契約を契約していただきます。
- (2) お客さまは、新たにこの選択約款に基づきガスの使用を申し込む場合又はその後の契約更新に際し契約内容を変更しようとする場合には、契約使用可能量を定めていただきます。
- (3) 契約期間は次のとおりといたします。
 - ①新たにガスの使用を開始した場合は、料金の適用開始の日から同日が属する月の翌月を起算月として12か月目の月の検針日までといたします。
 - ②契約期間満了に先立って解約又は変更の申し込みがない場合は、契約は、契約期間満了日の翌日からその満了日の属する月の翌月を起算月として12か月目の月の検針日まで同一条件で継続するものとし、以降も同様といたします。
- (4) 当社は、この選択約款及び他の選択約款に基づく契約を契約期間満了前に解約又は解約と同時に一般ガス小売供給約款に基づく契約を締結されたお客さまが、同一需要場所でこの選択約款の申し込みをされた場合、その適用開始の希望日が過去の契約の解約の日から1年に満たない場合には、その申し込みを承諾できないことがあります。ただし、設備の変更又は建物の改築等のための一時不使用による解約又は契約種別の変更の場合はこの限りではありません（(5)において同じ）。
- (5) 当社は、お客さまがこの選択約款の契約期間満了前にこの選択約款の解約と同時に他の選択約款への変更を申し込みされた場合には、その申し込みを承諾できないことがあります。

6. 料金

- (1) 料金については別表の料金表によるものとします。
- (2) 当社は、4月分（3月検針日の翌日から4月検針日まで）から11月分（10月検針日の翌日から11月検針日まで）までの期間については、別表の料金表（料金表の定額基本料金、流量基本料金単価、基準単位料金又は8の規定により調整単位料金を算定した場合は、その調整単位料金を用います。）を適用して、早収料金又は遅収料金を算定し、12月分（11月検針日の翌日から12月検針日まで）から3月分（2月検針日の翌日から3月検針日まで）までの期間については、一般ガス小売供給約款に定める料金の料金表を適用して、早収料金又は遅収料金を算定します。

7. 単位料金の調整

一般ガス小売り供給約款23. 単位料金の調整により算定いたします。

8. その他

その他の事項については、一般ガス小売供給約款を適用いたします。

付則

1. この選択約款の実施期日

この選択約款は、2025年3月15日から実施します。

2. この選択約款の掲示

当社は、この選択約款を、営業所等のほか、当社ホームページにおいて掲示いたします。この選択約款を変更する場合も同様とし、変更実施日の10日前までに、この選択約款を変更する旨、変更後の選択約款の内容及びその効力発生時期を周知します。

3. この選択約款の実施に伴う切替措置

2025年3月の定期検針日以降で且つ2025年4月1日以降に初めて支払義務が発生する料金から、この選択約款を適用します。なお、2025年3月31日までに支払い義務が発生する料金は、この選択約款の実施前の空調夏期契約に基づき料金を算定するものといたします。

(別表)

1. 料金表 (消費税等相当額を含みます。)

(1) 定額基本料金

1 か月及びガスメーター1 個につき	7,700.00 円
--------------------	------------

(2) 流量基本料金単価

1 立方メートルにつき	979.00 円
-------------	----------

(3) 基準単位料金

1 立方メートルにつき	172.84 円
-------------	----------

(4) 調整単位料金

(3) 各基準単位料金をもとに7の規定により算定した1立方メートル当たりの単位料金といたします。